

○財務省告示第三百三十号

国債の発行等に関する省令（昭和五十七年大蔵省令第三十号）第五条第十一項の規定に基づき、平成二十七年九月二十九日に発行した利付国債の発行条件等を次のとおり告示する。

平成二十七年十月九日

財務大臣臨時代理

国務大臣 山本 早苗

一 名称及び記号	二 発行の根拠	三 振替法の適用等	四 発行方法	五 募入決定の
利付国庫債券（十年）（第三百十回、第三百十二回、第三百十三回、第三百十五回、第三百十六回及び第三百十九回）及び利付国庫債券（二十年）（第四十七回、第四十八回、第五十一回、第五十二回、第五十三回、第七回、第八回、第八十一回、第九十一回及び第九十三回）	特別会計に関する法律（平成十年法律第二十三号）第四十六条	社債、株式等の振替に関する法律（平成十三年法律第七十五号）。	以下「振替法」という。）の規定の適用を受けるものとし、その振替機関は日本銀行とする。	各申込みのうち利回り格差の最小値を競争に付して行われる入札による発行に付して行われる入札による発行のうち利回り格差の最小値をいう。次号において同じ。

方法  
発行額  
払込金額  
最低額面金額  
振替単位の  
発行行の日  
格日  
利率  
子の率  
過利  
の払込み

さいものからその応募額を順次  
割り当てる。その応募額を  
額面金額で四十九億五  
千四百三十二億二千九  
百五十万四千円

振替法の規定による振替口座簿  
の記載又は記録は、最低額面金  
額の整数倍の金額によるものと  
す。平成十七年九月二十九日  
発行の対象国債ごとに、面金額  
百円につき、次の算式により算  
出した金額

$$\frac{100 + \text{表面利率} \times \text{残存年数}}{1 + \left( \frac{\text{第十七号に規定する利回り} + \text{募入利回り格差}}{100} \right) \times \text{残存年数}}$$

(一) 別表のとおり)  
は、募入決定の通知を受けた者  
は、払込金額に加えて、次の算  
式により算出された金額を払込  
期日に払い込むものとす。  
各発行対象国債の額面金額の率  
前総発行額 × 各発行日の発行日  
の利息の第一総発行額 / 100 × 支  
規回数 × 日利にちなる場合、  
利回りに日と ( ) / 365

(二) 発行時にいて、その利子  
に係る所得税が源泉徴収され

十四 利 子

十 十 十  
七 六 五

償還 償還 期限  
債金 債金 額  
の 対 する 基 額 限

るものとして振替口座簿中の  
の記載又は記録されるもの  
に算出した金額から該式を  
金額の二分の一を乗じて  
乗じた金額(おいたし、該  
債を発行した者に又は外国  
者が非居住者又は外国人  
である場合に、前記(一)の  
に居住者又は外国人が適用  
を受ける所得税の率を乗じ  
金額を控除することができ  
る。ただし、平成十八年一  
月一日以後に初期利子の支  
払が到来するものについて  
は、この限りではない。  
第十号に規定する発行日の各  
期、対象国債の支払期を、支  
行し、各支払期において、次  
と、式により算出した支払  
う。ただし、支払期が銀行業  
日に当たるときは、その翌業  
日に支払う(償還期限につ  
いて)。  
同様に支払う(償還期限につ  
いて)。  
この式は、
$$\frac{\text{償還期限} \times \text{各期} \times \text{額} \times \text{利率}}{100 \times 1} \times 2$$

(別表のとおり)  
額、金額、円につき、百円  
銘柄、毎月、基準利回りは、平成  
七年九月二日付で、本証券  
業協会が発した公債店頭売  
買参考統計値表に掲載された平

名称及び記号	利率（年）	償還期限	（発行額面金額）
（利付） （第十三年） （百十九） （庫債券）	一・一％	平成十年十月二十三日	六十億円
（利付） （第十三年） （百十六） （庫債券）	一・一％	平成六年三月二十三日	四十五億円
（利付） （第十三年） （百十五） （庫債券）	一・二％	平成六年三月二十三日	四百四十二億
（利付） （第十三年） （百十三） （庫債券）	一・三％	平成九年三月二十三日	二十七億円
（利付） （第十三年） （百十二） （庫債券）	一・二％	平成十年十月二十二日	八千二百二十
（利付） （第十三年） （百十回） （庫債券）	一・〇％	平成九年三月二十二日	三十一億円

（別表）

十八	元利金支	日本銀行	均値の単利回り（平成二十七
十九	払場所	財務大臣から通知を受けた者	年九月二十五日午前九時以前に
二十	払込期日	平成二十七年九月二十九日	訂正された場合は、訂正後の
	者		当該単利回りとする。

利回り

（（利 第二付 九十国 十年庫 三）債 回 券 ）	（（利 第二付 九十国 十年庫 一）債 回 券 ）	（（利 第二付 八十国 十年庫 八）債 回 券 ）	（（利 第二付 八十国 十年庫 三）債 回 券 ）	（（利 第二付 八十国 十年庫 一）債 回 券 ）	（（利 第二付 七十国 十年庫 六）債 回 券 ）	（（利 第二付 七十国 十年庫 二）債 回 券 ）	（（利 第二付 五十国 十年庫 三）債 回 券 ）	（（利 第二付 五十国 十年庫 二）債 回 券 ）	（（利 第二付 五十国 十年庫 一）債 回 券 ）	（（利 第二付 四十国 十年庫 八）債 回 券 ）	（（利 第二付 四十国 十年庫 七）債 回 券 ）
二 ・ 〇 %	二 ・ 三 %	二 ・ 三 %	二 ・ 一 %	二 ・ 〇 %	一 ・ 九 %	二 ・ 一 %	二 ・ 一 %	二 ・ 一 %	二 ・ 〇 %	二 ・ 五 %	二 ・ 二 %
日年平 三成 月三 二十九	日年平 九成 月三 二十八	日年平 六成 月三 二十八	十年平 日十成 二三月 二十七	日年平 九成 月三 二十七	日年平 三成 月三 二十七	日年平 九成 月三 二十六	十年平 日十成 二三月 二十三	一年平 日九成 月三 二十三	一年平 日六成 月三 二十三	十年平 日十成 二三月 二十二	一年平 日九成 月三 二十二
六 億 円	五 十 九 億 円	六 億 円	五 億 円	七 億 円	二 億 円	二 億 円	三 億 円	四 億 円	一 億 円	億四 円百 五十 一	円二 千十 六億